
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 11 号「平成 28 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において委員会に付託を受けた、議案第 11 号 平成 28 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第 2 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 1 億 1,521 万円を追加し、予算総額 57 億 3,814 万円とするもののほか、地方債補正です。

今回の補正は、補助採択によるもの、緊急を要するもの、決算見込みに伴うものなどです。

審査に当たり、まず、総務課長などから概要書及び事項別明細書により説明を受け、その後、所管課長から詳細説明を受けました。その主な内容と質疑、答弁、そして意見等について報告します。

まず、地方債補正です。議案書 22 ページです。

第 2 表 地方債変更の 24 線道路改良舗装事業債は、当初予算で実施設計に係る過疎債について、限度額を 400 万円に定めていたが、工事に係る過疎債の適用に伴い、限度額を 2,900 万円に増額補正するものです。

次に歳出ですが、事項別明細書 5 ページです。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 財産管理費、節 17 公有財産購入費 382 万円が計上されております。

南 4 条、中学校通り線からちびっこ広場、そして南 3 条通り線へとつながる国有財産総面積 6,575 m²のうち、現況道路部分を無償譲渡で、道路以外の 2,177 m²を購入しようとするものです。

委員から「現況道路である用地は全体の用途が確定してから購入するべきではないか。現況道路であることから、無償譲渡となるのではないか。」との質問に対しまして、

課長などから「国は将来的に道路以外の用地となると理解している。用途が道路でない場合は有償となる。」との答弁がありました。

委員から「全体の用途が決定していない中で整合が図られていない。」などの意見がありました。

次に 6 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 19 負担金、補助及び交付金 1,200 万円が計上されております。

本予算は、臨時福祉給付金等支給事業として、住民税非課税者を対象に一人 3,000 円…

対象者はおよそ 1,000 人ほど、また、65 歳未満で住民税非課税かつ障害基礎年金等受給者へ一人 3 万円を給付するもの…対象者は概ね 300 人ほどで、これらに係る臨時職員賃金等の経費であります。

次に 7 ページ、款 4 衛生費、項 2 生活環境費、目 1 生活環境費、節 19 負担金、補助及び交付金 1,000 万円が計上されております。

本予算は、合併処理浄化槽設置に対する 9 件分の補助金で、当初予算 3 件分を含めると現時点で 12 件分の予算計上となっております。

次に 8 ページ、款 5 農林業費、項 1 農業費、目 2 農業振興費、節 13 委託料 200 万円が計上されております。

本予算は、上名寄集住化エリアで整備予定の農業研修道場で活用する研修カリキュラム及び指導マニュアル等の策定経費です。地方創生推進交付金申請予定の事業であります。

目 3 農業担い手対策費、節 19 負担金、補助及び交付金で、青年就農給付金として 450 万円が計上されております。

本予算は、45 歳未満の認定新規就農者へ対し、経営が不安定な就農直後の所得支援…前年の所得が 350 万円以下が対象…するもので、対象者は 2 戸、全額道費で定額。年最大 150 万円補助で、夫婦就農は 1.5 倍の最長 5 年間です。

次に 9 ページ、款 6 商工労働費、項 1 商工費、目 1 商工振興費、節 13 委託料 30 万円が計上されております。

本予算は、南町の町有地で旧下川木工場土場敷地を民間住宅建設者へ分譲するための用地確定測量等に係る経費です。

「商工会、公区長連絡協議会への制度説明の中で、町有地幹旋の要望が出された。関係課との協議を経て、提案地が適地であることとなった。」との説明がありました。

委員から「関係課の認識は違うが内部調整が十分行われていないのではないか。土地利用について俯瞰的、総合的な議論がされていない。都市計画の用途区域上問題ないのか。」などの意見がありました。

目 3 地域振興費、節 19 負担金、補助及び交付金 1,050 万円が計上されております。

本予算は、ローカルベンチャー事業負担金として、下川タウンプロモーション事業のうち、起業塾を推進するため、自治体広域連携によるローカルベンチャー事業に取り組むための負担金で、地方創生推進交付金申請予定事業です。

事業主体の産業活性化支援機構について、委員から「政策的機関であり、執行予算も相当額となる。会計処理、監査機能など明確にすべきである。規約には設置規定がないなど不十分である。事務局長が多大な権限を有する規程であるが、要望により、タウンプロモーション推進部事務所をまちおこしセンターで検討とのことであるが、所属の上司である事務局長の環境未来都市推進課長が役場で事務所と離れていると、管理監督、指示命令、連絡調整などが十分に行えなく、機能が果たされるとは思えない。町が設置判断した政策組織である公社クラスター推進部と役割が同一でないか。」などの意見等がありました。

これに対して、課長などから「重要事項は会長…町長へ伺う。規約は見直ししたい。クラスター推進部との役割を明確にする必要がある。」などの答弁がありました。

次に 10 ページ、款 7 土木費、項 2 道路橋梁河川費、目 1 道路橋梁河川費、節 15 工事請負費で 2,500 万円が計上されています。

凍上による車道の陥没復旧、歩道部分の傾斜解消による安全対策として、24 線道路の国道を起点に北側へ 90m改良舗装するもので、次年度以降も北側…高校側ですね…へ継続工事を行う予定のものです。

項 3 住宅都市計画費、目 1 住宅都市計画総務費、節 18 備品購入費で 930 万円が計上されております。

12 月オープン予定のまちおこしセンター…仮称でございますが…の備品購入に係る経費です。

課長などから「今後、入居団体と協議して必要性がある場合、追加備品購入がある。まちおこしセンターの入居団体は、北はるか農協、観光協会、ふるさと興業、事業協同組合を予定していたが、事業協同組合が業務内容の変更などで入居しないことが組織決定された。空スペースについて、産業活性化支援機構…会長は町長ですが…から、タウンプロモーション推進部の入居要望が出されている。公社クラスター推進部からは、入居希望しないことを 6 月 7 日最終確認した。」との説明がありました。

委員から「さきの審議意見でもあるが、公社クラスター推進部の入居が望ましい。支援機構は当面 3 年とのことであり、継続も考えられるが、空スペースとなることもある。」などの意見がありました。

これに対して、「クラスター推進部は、産業支援組織であるが、個々の団体、企業などを行うのが主であり、タウンプロモーション推進部は、全ての企業、団体などと連携を図り、担い手対策などの課題に対処するもので、クラスター推進部も組織内に入っている。」などの答弁がありました。

また、全体予算をとおして修繕料が計上されておりますが、委員から「機械、施設等の維持管理には、指定管理者の管理を含め、万全を期すとともに、修繕の代替の検討も行い、経費の削減を念頭に総合的な視点で十分精査すべきである。」との意見がありました。

これら審議を踏まえ、理事者総括を行いました。

一つ、国有地取得について、町長から「南町町有地で旧下川木工場跡地は大規模用地であり、将来ビジョンを作成し、利活用を図っていかねばならない。その中で、早期に国有地を整理しなければならない。公区要望もあり、南 4 条通り線改良を進めていくためにも、大きな枠組みの中で手続きを進めて行く必要がある。」などの説明がありました。

これに対して、委員から「一体的利活用が明確でない中で、国からの譲渡方法については、諸課題との整合性を図り、十分検討していく必要がある。」などの意見がありました。

一つ、民間賃貸住宅建設に伴う町有地分譲について、町長から「土地のマスタープランを作ることとなっている。この町有地の利活用を図ることによって、それ以外の町有地の利活用が図られるきっかけにもなる。道路整備も進み、集住化が図られる。住宅用地元産活用による林産業の振興や税収にもつながる。町の考えている統一感あるデザインに準じてもらえるよう協力してもらおう。事業者の希望や下水道なども考慮し 3 区画で考えているが、柔軟に対応していきたい。」などの説明がありました。

これに対して、委員から「家賃が高いと所得がある人でなければ入れない。住宅施設には安価な料金で入居が可能など、公共福祉の観点が必要である。既存住宅入居者の日照の問題など良好な環境にも十分配慮が必要である。」などの意見が出されました。

一つ、産業活性化支援機構について、町長から「中長期的な視点で考えている。一つの

節目として3年を考えている。本規定で進め、不備が出てきたら見直ししていきたい。クラスター推進部が入居しないことについて、組織の意向を尊重したい。」との説明がありました。

委員から「本支援機構の機能が十分に発揮されることを期待する。」などの意見がありました。

なお、歳入の説明については、意見がありませんでした。

以上、審議を行った結果、総務産業常任委員会として、「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第17号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 17 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 16 日執行の第 5 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上の契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「まちおこしセンター建設工事（外構整備）」につきましては、国の社会資本整備総合交付金の採択を受け実施するものであります。

工事の概要につきましては、共栄町の旧駅前周辺に建設中であります、まちおこしセンターの外構整備として、駐車場、中庭などの整備を行うものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、6 月 3 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、5 者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 確認のためにお聞きしたいと思います。契約の相手方のところで、特定建設工事共同企業体となっておりますが、特定の意味を教えてください。

それと、この契約についての落札率を併せてお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 質問にお答えいたします。特定建設工事共同企業体、それから経常建設共同企業体というのがございます。特定建設につきましては、その工事において申請するというような企業体の申請でございます。片や経常建設共同企業体は、年間を通した申請という内容になっております。今回の場合は、この工事に特定した共同企業体の申請を受けたわけでございます。

落札率でございますが、98.6%でございます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 17 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 3 議案第 18 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 18 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 16 日執行の第 5 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上の契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「南 5 条通り線道路改良舗装工事」につきましては、国の社会資本整備総合交付金の採択を受け、実施するものであります。

本工事の概要を申し上げますと、本路線は、総合グラウンドの北側に位置し、町道軌道跡通り線から町道 25 線まで 260m の道路改良を行うものであり、車道幅員は 6.5m、歩道は両歩道で幅員 2m ずつとなります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、6 月 3 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、5 者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 本事業を含めて、事業については国の補助事業でございます。御案内のとおり、会計検査はもとより様々な検査、監査の対象となるものでございます。これまでの議論を踏まえて、各法令、条例、規程を遵守…コンプライアンスでございますが…遵守しながら第三者の公正な判断を視野に、理事者、それから執行補助者、それぞれの立場で本旨を踏まえまして、自浄作用を働かせ、公益性が損なわれないように厳正に、そして適切に処理されるように…意見でございますが申し添えたいと思います。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第4 同意第2号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第2号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本定例会で議決いただきました「下川町教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例」の施行に伴い、教育委員を1名増員するものであります。

新たな教育委員の任命について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

^{ますだ} 枅田ともみ氏は、平成11年に酪農学園大学を卒業後、酪農業に従事し、現在は3人の小学生の保護者であります。

地域活動では、下川溪流太鼓に所属し、下川の伝統文化を継承され、イベントに参加する等、活躍されております。

また、地域からの信望も厚く、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通しており、教育委員として適任であります。

なお、委員の任期は4年間ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」附則第4条の規定により、任期の満了期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内とすることができることから、任期を2年3か月としています。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） この同意案件につきましては、提案の中身は理解できるんですけども、ちょっと教えてほしいんですけども、任期の関係を、特定の年に重なることのないようにということの附則の適用があるんですが、この議案の上では任期を明示しなくても問題ないのかどうかだけお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。議案の方に任期を明記していない件については、ちょっと今はっきりとした返事はできかねるんですが、法的な根拠につきましては、その附則の第4条の方に、4名の委員がおりますので、その任期の満了の年度が重ならないように調整をすることが、公共団体の長が定めることができるという規定に基づいて、このようにさせていただいたところでございます。議案に…申し訳ございませんが…任期を明示するかどうかについては、ちょっと今お答えできかねます。申し訳ありません。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 特例の内容については理解できましたけども、明示できないかどうか分からないということで…その対応で私どもいいのかどうか。むしろ私たちも困りますので、はっきりさせていただくためには、この後、休憩を取ってでも聞くか、あるいは確認をして説明していただかないと、資料も任期は載っていますが、公式に残るのは議案でございますので、そういった特例を適用したという任期満了日をしっかり入れた方がいいと思うんですが、あまり例がないからかもしれませんけども、是非、関係機関に確認をしていただいて、解決してもらいたいと思うんですが、その扱いについては議長に一任いたします。

○議長（木下一己君） 暫時休憩といたします。

休 憩 午後 3時27分

再 開 午後 3時39分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お時間いただきまして大変ありがとうございました。先ほどの御質問について、お答えをいたします。

まず、議決事項になっておりますのは、教育委員…その人の同意を得るとというのが議決事項になっております。任期に関しましては、附則の第4条に規定されておりますが、先ほど若干触れさせていただきましたが、4名の委員が今後いるかたちになりますので、その終了年度、任期の満了の年度が同じ年度に重ならないようにするということが望ましいということになっておりまして、現状いる委員につきましては、参考資料のNo.5を御覧いただきたいと思いますが、まず左側の委員からいきますと29年9月、その隣が31年9月、その隣が28年9月、さらに今回選任をさせていただきたい方が平成30年ということで、年度が重ならないというようにするためにこの附則規定がございます。この附則規定につきましては、当該地方公共団体の長が定めるものとするということで、これについては議決事項にはなっていないということから、議案書には掲載しておりません。なお、近隣の教育委員会に確認をしましたところ、こういったケースについては、議案については任期は掲載していないと。ただし、その提案理由、また説明資料等において、その期間について説明をするというかたちを取っているということでございます。御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 了解いたしましたけれども、ただ、実際にこの議会の議決の後です、ね、町長から教育委員の任命の辞令が出ると思うんですが、その辞令の中にも期間は入

らないという解釈でよろしいですか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） その辞令には任期が入ります。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第5 発議第1号「2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第1号 2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について、説明を申し上げます。

この件につきましては、既に本定例会初日に請願第1号として趣旨説明があったところですので、意見書の内容について説明いたします。

この意見書は、次の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要請するものです。

一つ目、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

二、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現及び必要な予算の確保・拡充を図ること。

三、子供たちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

四、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

五、経済的な理由により子供たちが進学・就学を断念するなどの「子供の貧困」を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充をするとともに、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うこと。

六、高校授業料無償制度への所得制限撤廃及び朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下関係大臣となっております。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第6 発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、説明いたします。

本件につきましても、既に本定例会初日に請願第2号として趣旨説明があったところですので、意見書の内容についてのみ説明いたします。

2017年度の政府予算、地方財政の検討に当たって、次の事項について実現されるよう求めるものです。

一、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

二、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

三、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。これ以上、拡大しないこと。

四、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

五、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

六、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

七、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。
提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、以下各関係大臣となっております。
議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、発議第 2 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 7 発議第 3 号「平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。
提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 3 号 平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、説明申し上げます。

本件につきましても、既に本定例会初日におきまして、請願第 3 号として趣旨説明があったところですので、意見書の内容についてのみ説明いたします。

平成 28 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、次の措置を講ずるよう要請するものです。

一、「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に 800 円を確保し、平成 32 年までに全国平均 1,000 円に到達することができるよう、平成 27 年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

二、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 882 円)を下回らないよう、適切な水準を確保すること。

三、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長となっております。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長(木下一己君) ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、発議第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第 8 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、北海道町村議会議員研修会等に出席のため、7 月 5 日から 6 日ま

での2日間について、議会広報特別委員会から、議会広報研修会に出席のため、8月23日から24日までの2日間について、それぞれ委員会から議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第2回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後3時56分 閉会